平成２８年（フ）第２４４号
愛知県豊田市広田町西山96番地１、開始決定時の住所愛知県豊田市若林西町北山77番地フランダース北山102号
破産者　杉浦　　浩
1　決定年月日　平成29年６月６日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
名古屋地方裁判所岡崎支部破産係

平成２８年（フ）第３６１号
愛知県清須市西須ケ口60番地２　ジョイフルカーサ502、開始決定時の住所愛知県岡崎市小呂町字ミタライ100番地５　ベイカーストリート205
破産者　佐藤　愉里（旧姓阿部）
1　決定年月日　平成29年６月６日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
名古屋地方裁判所岡崎支部破産係

平成２９年（フ）第５０号
愛知県刈谷市高津波町７丁目206番地　マンション池田405号
破産者　鶏ジロー刈谷店こと　村上　有二
1　決定年月日　平成29年６月６日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
名古屋地方裁判所岡崎支部破産係

平成２９年（フ）第５８号
愛知県豊田市平戸橋町平戸９番地１　グリーンハイツ平戸橋202号
破産者　山本　弘美（旧姓藤村）
1　決定年月日　平成29年６月６日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
名古屋地方裁判所岡崎支部破産係

平成２８年（フ）第１４２号
鳥取県鳥取市気高町勝見639番地19、旧住所鳥取県鳥取市気高町新町３丁目16番地
破産者　西山　　満
1　決定年月日　平成29年６月６日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
鳥取地方裁判所民事部

平成２８年（フ）第１４３号
鳥取県鳥取市気高町勝見639番地19、旧住所鳥取県鳥取市気高町新町３丁目16番地
破産者　西山　光江
1　決定年月日　平成29年６月６日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
鳥取地方裁判所民事部

平成２９年（フ）第９４号
北九州市小倉北区京町４丁目４番22―404号
破産者　保永　貴子
1　決定年月日　平成29年６月６日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
福岡地方裁判所小倉支部第１民事部

平成２９年（フ）第１０２号
北九州市門司区大里本町３丁目８番１―909号
破産者　上澤多英子
1　決定年月日　平成29年６月６日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
福岡地方裁判所小倉支部第１民事部

平成２９年（フ）第１４４号
福岡県遠賀郡芦屋町西浜町17番７号
破産者　中西　末夫
1　決定年月日　平成29年６月６日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
福岡地方裁判所小倉支部第１民事部

平成２８年（フ）第１３１号
鹿児島県姶良市平松7406番地１　イペリアルコート姶良101号
破産者　焼山由美子
1　決定年月日　平成29年６月６日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
鹿児島地方裁判所加治木支部破産係

平成２８年（フ）第３０２号
山梨県甲府市千塚１丁目２番11号　グリーンハイツ千塚402号室
破産者　小林　　哲（旧姓木佐木）
1　決定年月日　平成29年６月２日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
甲府地方裁判所民事部破産係

平成２８年（フ）第３５６号
山梨県中巨摩郡昭和町河西115番地30
破産者　樋口　康仁
1　決定年月日　平成29年６月２日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
甲府地方裁判所民事部破産係

平成２８年（フ）第３７５号
山梨県甲府市上石田２丁目28番５号
破産者　小熊　　誠
1　決定年月日　平成29年６月２日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
甲府地方裁判所民事部破産係

平成２８年（フ）第３７６号
山梨県甲府市上石田２丁目28番５号
破産者　小熊とみ子
1　決定年月日　平成29年６月２日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
甲府地方裁判所民事部破産係

平成２９年（フ）第２１号
山梨県甲府市武田２丁目11番10号
破産者　剣持　宏樹
1　決定年月日　平成29年６月２日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
甲府地方裁判所民事部破産係

平成２８年（フ）第１５５号
青森県南津軽郡藤崎町大字藤崎字西村井98番地２、旧住所神奈川県大和市下鶴間２丁目５番14号　ＴＭＮ15Ｓ　305
破産者　木村　文子
1　決定年月日　平成29年６月５日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
青森地方裁判所弘前支部

平成２８年（フ）第１０７７号
埼玉県朝霞市根岸台３丁目２番１号
破産者　日高　　勇
1　決定年月日　平成29年６月５日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２９年（フ）第２４号
埼玉県鴻巣市北新宿192番地１　103号室　ネオ　インプレス
破産者　金森　孝治
1　決定年月日　平成29年６月５日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
さいたま地方裁判所第３民事部破産係